

## 彦根市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱(内規)

(趣旨)

第1条 この要綱は、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がインターネット上に公開している彦根市立図書館ホームページへの広告(以下「ホームページへの広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページへの広告の取扱いは、彦根市広告掲載要綱(平成23年彦根市告示第151号)および彦根市広告掲載基準(平成23年8月18日施行)の規定の例によるほか、この要綱の規定によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類および範囲)

第3条 ホームページに掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、その掲載基準は彦根市広告掲載要綱および彦根市広告掲載基準の例によるもののほか、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令に違反する人材募集の広告
- (2) 将来の利益が確実である、もしくは保証されているかのような誤解を与える表現、安全・確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおる表現等を含む、投機的商品ならびに出資者および出資金の募集の広告

(広告の規格および掲載位置)

第4条 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 234 ピクセル
- (3) 100 キロバイト以内
- (4) GIF形式(アニメーション可)・JPEG形式

2 広告の掲載位置は、教育委員会が決定する。

(掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額3,000円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1箇月とする。ただし、同一年度の場合、これを複数月とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日または12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、別に

教育委員会が定める。

- 3 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告の申込)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、彦根市立図書館ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に、広告案および次に掲げる書類等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人等の場合、その概要が分かる書類
- (2) 当該法人等における担当者の身分を証明するもの
- 2 申請者が申し込める広告は、1箇月につき1枠限りとする。
- 3 第1項の申込書は、広告を掲載しようとする期間の開始2週間前までに提出するものとする。
- 4 初めて広告を掲載しようとする場合を除き、第1項に規定する申込書および広告案以外の書類等は、その内容に変更がない限り、省略することができる。また、その場合において、申込書および広告案の提出は、教育委員会が指示する形式により、メール等による電子申請ができるものとする。ただし、概ね1年以上の間、広告を掲載しなかったときは、この限りではない。

(掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を彦根市ホームページおよび彦根市立図書館ホームページにおいて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の掲載枠に空きがある場合は、随時、募集するものとする。

(掲載決定等)

第9条 教育委員会は、第7条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、彦根市立図書館ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、先着順とする。
- 3 教育委員会は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告原稿は、教育委員会が指定する方法により広告主の負担で作成し、教育委員会が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(掲載料金の納入)

第11条 広告主は、前条の規定による掲載決定後、教育委員会の指定する期日までに掲載料金を納付するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

第13条 広告掲載料金は、還付しない。ただし、教育委員会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第14条 教育委員会は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに申込書等を提出しなかった場合
  - (2) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合
  - (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。